

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令
 第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成二十九年六月五日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 通知を受けるべき者

住所		土地所有者 氏名
不明	ただし、土地登記記録上の住所 広島県安芸郡上瀬野村二四九番邸	前田 利通

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

一般国道二号改築工事（東広島・安芸バイパス）（広島県東広島市八本松西五丁目地内
 から同県安芸郡海田町東海田字曾田地内まで）及びこれに伴う町道付替工事に係る土地収
 用事件の第一回審理開催の通知

三 土地等の表示

1 収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		公簿 (㎡)	実測 (㎡)	積	使用しようと する土地の面 積 (㎡)
		公	地				
広島県 広島市 安芸区 上瀬野 町字寺 分	不明た だし、二 六五三番 一、二六 五四番二 のそれぞ れ一部又 は全部	公簿	畑	(二六五三番一) 畑 (二六五四番二)	—	—	一九九・九一

2 使用の部分に関する事項

所在	地番	地目		公簿 (㎡)	実測 (㎡)	積	使用しようと する土地の面 積 (㎡)
		公	地				
広島県 広島市 安芸区 上瀬野 町字寺 分	不明た だし、二 六五三番 一、二六 五四番二 のそれぞ れ一部又 は全部	公簿	畑	(二六五三番一) 畑 (二六五四番二)	—	—	一一・九七

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成二十九年六月二十六日にその通知があったものとみなされます。